

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

NO.195

〔共通〕問1 対象火気設備等（火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のある設備であって総務省令で定めるもの）の一つである蓄電池設備に係る次の記述のうち、消防法令上誤っているものを一つ選べ。

- (1) 蓄電池容量が20キロワット時を超えるものは、対象火気設備等に該当する。
- (2) 開放形鉛蓄電池を用いた蓄電池設備にあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に転倒しないように設けること。
- (3) 屋外に設ける蓄電池設備にあっては、その筐体はキューブル式のものでなければならない。
- (4) 屋外に設ける蓄電池設備のうち、延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの又は消防長若しくは消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキューブル式のもの等の延焼を防止するための措置が講じられているものにあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つ必要はない。

〔消防用設備等〕問1 消防法第17条の10に規定する工事整備 対象設備等の工事又は整備に関する講習（消防設備士講習）の指定講習機関に係る次の記述について、消防法令上誤っているものを一つ選べ。

- (1) 指定講習機関は、工事設備対象設備等の工事又は整備に関する講習を行うものとして総務大臣が指定する機関で市町村長以外のものをいう。
- (2) 指定講習機関は、全国の講習を受講しようとするものに対して、対面により講習の業務を行うことができる体制を有していなければならない。
- (3) 指定講習機関は、全国の講習を受講しようとするものに対して、通信の方法（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら講義又は演習をする方法その他これに準ずる方法をいう。）により講習の業務を行うことができる体制を有していなければならない。
- (4) 指定講習機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

〔消防用設備等〕問2 消令第31条第2項第1号の規定に基づく消防用設備等の設置に係る特例基準が適用される畜舎等（畜舎及び畜舎に付随する施設）に関する消防用設備等の設置及び維持に係る特例基準が適用される要件について、消防法令上誤っているものを一つ選べ。

(1) 防火上及び避難上支障がないものとして消防庁長官が定める基準に適合する畜舎等に居室（建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。）が存する場合は、当該居室は畜産経営の用に供されるものであって、不特定又は多数の者が利用する部分が存しないものであること。

(2) 畜舎等は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域又は同法第8条第1項第1号に規定する用途地域以外の地域に存すること。

(3) 畜舎に付随する施設は、畜舎の敷地又はこれに隣接し、若しくは近接する土地に建築等をし、当該畜舎と一体的に利用する施設であって、その管理について権原を有する者が当該畜舎の管理について権原を有する者と同一であるものに限ること。

(4) 畜舎に付随する施設である保管庫には、農業用トラクター、トラクターショベルその他の畜産経営に必要な車両及び当該車両の燃料（消防法第9条の4に定める指定数量未満のものに限る。）を保管することができること。

〔防火査察〕問1 消防法第17条の7に規定する消防設備士免状の返納等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 消防設備士が消防法又は同法に基づく命令の規定に違反しているときは、当該消防設備士に免状を交付した都道府県知事は、自ら交付した消防設備士免状の返納を命ずることができ、当該返納命令を発動する際には、事前手続きとして弁明の機会を付与しなければならない。
- (2) 都道府県知事は、その管轄する区域において、他の都道府県から免状の交付を受けている消防設備士が消防法又は同法に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、その旨を当該他の都道府県知事に通知しなければならない。
- (3) 都道府県知事は、消防法又は同法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その執行を終わった日から起算して2年を経過していない者に対しては、消防設備士免状の交付を行わないことができる。
- (4) 消防法第17条の7第2項により消防設備士免状の返納を命ぜられた者がその命令に違反して返納を行わなかった場合は、30万円以下の罰金又は拘留の罰則がある。

〔防火査察〕問2 消防法第8条の2の5に規定する自衛消防組織に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 消防法第8条の2の5第1項に基づき防火対象物のうち多数の者が出入りするものであり、かつ、大規模なものとして

- (令和4年3月一部改訂) P. 44 第6 放射線検出活動
 ○ スタート! R I 1 1 9 消防職員のための放射性物質事故対応の基礎知識(令和5年3月一部改訂)
 P. 34 (7) 放射線検出活動

[無線工学]

問1 答 (4)

解説 位相同期ループ(P L L)回路は、入力信号の位相を基準にして出力信号の位相を同期させるための回路で、主に以下の3つの基本的な構成要素から成り立っています。

- ・位相比較器(Phase Detector): 入力信号とフィードバック信号の位相差を検出します。
- ・ローパスフィルタ(Loop Filter): 位相比較器からの信号を平滑化し、不要な高周波成分を除去します。
- ・電圧制御発振器(Voltage Controlled Oscillator, V C O): フィルタされた信号に基づいて発振周波数を調整します。

[国民保護]

問1 答 (3)

解説 国の実施する国民の保護のための措置(国民保護法第10条)、都道府県の実施する国民の保護のための措置(国民保護法第11条)、市町村の実施する国民の保護のための措置(国民保護法第16条)が、それぞれ規定されている。

- ア 妥当(国民保護法第16条第1項第4号参照)
- イ 妥当(国民保護法第16条第1項第2号参照)
- ウ 妥当でない 国の実施する国民の保護のための措置(国民保護法第10条第1項第1号参照)
- エ 妥当(国民保護法第16条第1項第5号参照)
- オ 妥当でない 都道府県の実施する国民の保護のための措置(国民保護法第11条第1項第3号参照)

[警防]

問1 答 (5)

解説 他隊の架ていしたはしごの無断移動は絶対に行はてはならない。救出、脱出、転戦等に重大なエラーを生じる恐がある。

消防司令問題解答**[消防法規]**

問1 答 (3)

- 解説** (1) 権限のため、誤り。
 (2) 権限のため、誤り。
 (3) 正しい。
 (4) 義務のため、誤り。
 (5) 義務のため、誤り。

[消防時事]

問1 答 (2)

- 解説** (1) 少ないため、誤り。
 (2) 正しい。

- (3) 南海トラフ地震のため、誤り。
- (4) 津波防災地域づくりに関する法律に基づくため、誤り。
- (5) 津波対策の推進に関する法律に基づくため、誤り。

[地方自治制度]

問1 答 (1)

解説 (1) 正しい。

- (2) 人口25万以上のため、誤り。
- (3) 条例で定めれば選任しないこともできるため、誤り。
- (4) 定期監査はないため、誤り。
- (5) 特別監査のため、誤り。

[救急]

問1 答 (3)、(5)

解説 救急救命士標準テキスト(改定第10版)P. 281に、報道機関への対応についての記載がある。

問2 答 (1)

解説 救急救命士標準テキスト(改定第10版)P. 255からP. 256にM I S Tに関する記載がある。

問3 答 (2)、(4)

- 解説** (1) 指定感染症罹患者を保健所からの依頼で搬送する「移送」は、救急事故報告の対象外となる。
- (3) 当初より救護及び搬送を目的として出動しているのであれば、出動作数として取扱うが、指揮者は火災活動のための出動であって救護のための出動ではない。したがって、出動作数、搬送人員とも計上しないものである。
 - (5) 緊急消防援助隊として出動した件数は、受援側の市区町村の出動作数として取扱うこと。

[警防]

問1 答 (4)

解説 火災室内の空気量が不十分で流入空気量により燃焼速度が支配される時は、燃焼支配型火災という。

予防技術検定模擬テスト解答**[共通]**

問1 答 (3)

- 解説** (1) 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。)第3条第17号の規定により、正しい。
- (2) 対象火気省令第12条第8号の規定により、正しい。
 - (3) 対象火気省令第14条第5号の規定により、誤り。屋外に設ける蓄電池設備にあっては、その筐体は雨水等の浸入防止の措置が講じられたものとすることとされており、必ずしもキュービ

クル式のものに限られていない。

- (4) 対象火気省令第16条第4号ハの規定により、正しい。

蓄電池設備は、使用時に火災の危険性があるため、対象火気省令に従い制定される市町村条例により規制されている。従来、対象火気省令に定められてきた基準は、主に開放型鉛蓄電池設備を想定したものであり、リチウムイオン蓄電池設備など新たな蓄電池設備や蓄電池設備の大容量化への対応が課題となっていた。

また、対象火気省令においては、4,800アンペアアワー・セル未満の蓄電池設備を規制の対象から除かれていたが、蓄電池の種類により、規制の閾値となる蓄電池容量が異なるという課題があった（例えは、4,800アンペアアワー・セルに対応する蓄電池容量は、鉛蓄電池設備の場合9.6キロワット時、リチウムイオン蓄電池設備の場合17.76キロワット時、ニッケル水素蓄電池設備の場合5.76キロワット時）。

「蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会報告書（令和5年3月 消防庁）」を踏まえた令和5年5月の対象火気省令の改正により、近年普及が進んでいるリチウムイオン蓄電池や、今後普及が見込まれる新たな種別の蓄電池設備にも対応可能な安全基準となるよう、規制の対象となる蓄電池設備の見直し（注）や蓄電池設備に係る種々の基準の合理化・適正化が行われた。

注：電気エネルギー貯蔵システムの安全性を分類する際に一般的に用いられている蓄電池容量（キロワット時）を用いて区分されることとなり、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超える20キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの（蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第8号 第二））が規制の対象から除かれることとされた。

〔消防用設備等〕

問1 答 (2)

解説 (1) 消防法第17条の11第1項の規定により、正しい。

(2) 消則第33条の17の2第3項第4号の規定により、対面による講習の業務を行うことができる体制を有していないても、通信の方法により講習の業務を行うことができる体制を有していれば指定の要件となるため、誤り。

(3) 消則第33条の17の2第3項第4号の規定により、正しい。通信の方法による講習（いわゆるオンライン講習）は指定の要件になっている。

(4) 消則第33条の17の2第8項の規定において準用する消則第1条の4第11項の規定により正しい。

令和4年6月にデジタル臨時行政調査会により示された「デジタル原則に照らした規制の一

括見直しプラン」により、対面講習は原則としてオンライン化することとされた。これを踏まえ、消防設備士講習についても、これまで消防設備士講習を実施してきた都道府県からの意見を踏まえて、オンライン講習を行うため、消防法第17条の11第1項に規定する指定講習機関を指定できるよう、令和6年1月に消則等において、その指定基準等が定められた。

なお、指定講習機関に関する消防法の規定は、昭和61年12月26日の法律改正で加えられたものであるが、令和6年3月まで、当該規定に基づく指定講習機関の指定は行われていなかった。オンライン講習は、デジタル技術等を活用して全国的な対応が求められるものであり、総務大臣によるこのような指定講習機関の指定は時宜を得たものといえるだろう。ちなみに、令和6年3月1日に一般財団法人日本消防設備安全センターが消防設備士講習に係る指定講習機関として指定された。

問2 答 (4)

解説 (1) 畜舎等に係る基準の特例の細目（令和4年消防庁告示第2号。以下「告示」という。）第二一(二)の規定により、正しい。

(2) 告示 第二二(一)の規定により、正しい。

(3) 消則第32条の3第1項の規定により、正しい。

(4) 告示 第二三(十)の規定により、保管庫に保管できる燃料は指定数量の5分の1未満のものに限られていることから、誤り。

畜産業の国際競争力を強化することを目的として、畜舎等の建築に係る負担を軽減するため、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）が制定された。

一方、消防法令においては、いわゆる畜舎は、消令別表第1(15)項に掲げる防火対象物に該当し、面積等に応じ、消火器のほか、屋内消火栓設備や屋外消火栓設備、自動火災報知設備、消防用水などの消防用設備等の設置が必要となっていた。しかしながら、実際には、その多くは、管轄消防本部の消防長・消防署長の判断により、消令第32条の規定に基づく特例を適用し、消防用設備等の設置が免除されてきた。畜舎全体の8割弱が消令第32条の特例適用により消火器のみを設置となっていたが（畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会報告書（令和3年11月 消防庁））、それでも、なお特例の適用に地域差があることが、広域的に畜産業を営む事業者にとって、消防関係の手続きを進める上での課題であると指摘されていた。

このような状況等も踏まえ策定された規制改革実施計画（令和3年6月18日）に基づき、令和4年に、消令第31条において、畜舎を含む消令別表第1(15)項に掲げる防火対象物について、

総務省令で消防用設備等の設置について、特例を定めることができるとする規定が設けられた（消則第32条の3）。これにより、畜舎等に係る消防用設備等の特例について、全国統一的な基準により運用することが可能となっている。

〔防火査察〕

問1 答 (1)

- 解説 (1) 消防設備士免状の返納命令は、行政手続法第13条第1項第1号に該当し、事前手続きは弁明の機会の付与ではなく、聴聞を実施する必要があるので、誤り。
 (2) 法第17の7第2項により正しい。
 (3) 法第17の7第2項により正しい。
 (4) 法第44条第9号により正しい。

問2 答 (4)

- 解説 (1) 消防法第8条の2の5第1項により正しい。
 (2) 消防法第8条の2の5第2項により正しい。
 (3) 消防法第8条の2の5第3項及び第4項により正しい。
 (4) 消防法第5条の2第1項第1号により使用の停止を命ずることはできるので、誤り。

〔危険物〕

問1 答 (1)

解説 消防本部及び消防署を置く市町村（消防本部等所

在市町村）の区域に設置される製造所等の許可権者は当該市町村長であるが、移送取扱所については2以上の市町村の区域にわたって設置される場合があることから、このような場合には当該区域を管轄する都道府県知事（2以上の都道府県の区域にわたって設置されるものについては総務大臣）とされている。一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所の許可権者は、当該市町村長である。なお、一の市町村の区域のみに設置される移送取扱所であっても、当該市町村が消防本部等所在市町村以外の市町村であれば、許可権者は都道府県知事となる。

問2 答 (1)

解説 それぞれ代表的な第4類の危険物であり、その品名・性質は、次のとおりである。なお、第1石油類～第3石油類については、非水溶性液体の指定数量は水溶性液体の指定数量の2倍とされている。

n-ブチルアルコール（第2石油類・非水溶性・1,000L）
 キシレン（第2石油類・非水溶性・1,000L）
 アクリル酸（第2石油類・水溶性・2,000L）
 酢酸（第2石油類・水溶性・2,000L）
 ベンゼン（第1石油類・非水溶性・200L）
 ピリジン（第1石油類・水溶性・400L）
 イソプロピルアルコール（アルコール類・400L）
 エタノール（アルコール類・400L）

したがって、指定数量の倍数が変更となるのは(1)である。

5訂 消防昇任試験 1000題

■ 消防昇任試験問題研究会編／B5判／416頁 定価 3,300円（3,000円+税）

消防士長・消防司令補をめざしている方々のために、基本的な知識を問う選択式の問題を中心に厳選し、各問題には出題の意図を正しく理解できるよう解説を付し好評をいただいている本書。4訂から8年ぶりに関係法令への対応と登載問題をさらに厳選して発行しました。



主な項目

- 第1章 消防組織（消防組織法関係）
- 第2章 予防行政（消防法関係、消防用設備等関係、防炎関係、建築基準法関係、危険物規制関係、火災予防条例（例）関係）
- 第3章 消防活動（警防活動関係、救急活動関係、救助活動関係、機械器具関係、消防無線関係）
- 第4章 防災・災害対策（防災・震災対策関係、国民保護法関係、石油コンビナート防災関係、原子力災害関係）
- 第5章 行政関係法規（憲法関係、地方自治法関係、地方公務員法関係、その他行政関係法）

—近代消防社 〒105-0021 東京都港区東新橋1-1-19（ヤクルト本社ビル内）TEL 03(5962) 8831 FAX 03(5962) 8835—